

令和2年度 第5回部会における委員意見の概要

参考資料6

番号	ご意見	発言者
○条例による規制		
◆非住宅における法規制による適合義務化		
1	環境性能を向上させると、LCC(ライフサイクルコスト)の観点からも、事業者にとっても得になることがわかるので、将来削減できるコストも考慮に入れ、得になることを示すといい。	阪委員
2	空調とか他の設備は寿命、その効果が20年しか持続しないが、外皮はその建物を壊すまでずっと効果が持続するので、ライフサイクルの視点で考えたときの優位性が高い。2050年にカーボンニュートラルを掲げており、今から建つ建物は確実に2050年まで使うので、そのときにカーボンニュートラルができるための条件としては、外皮が一番重要なポイント。	下田委員
3	LCCから考えても外皮は非常にウエイトが高い。	森山委員
4	2,000㎡以上で、基準適合がBPI≤1.0を建築基準関係規定化することについて、今の大阪府域の中でできることは、かなりギリギリ実現可能な範囲ではないか。	岩前委員
5	駅前の地価の高いところとそうでないところは、負担感が違うのではないかと。府全体で一律に何㎡というよりは、ちょっと差をつけるとか検討したらいい。	田中委員
6	2,000㎡以上で、基準適合がBPI≤1.0を建築基準関係規定化することについて、タイミングを見計らうという条件でよいか。⇒ 全委員、賛成。	下田委員
◆住宅における府独自規制による適合義務化の拡大		
1	今の段階でもマンション供給は非常に順調で、最近ではZEH-Mとか増えてくる傾向にあるとも聞いているので、やってもいいのではないかと。ただ公営住宅等の問題も考えて、民間に対しては義務付けして、府市は守れてないという状況は問題なので、考え方の整理は必要。	岩前委員
2	75㎡以上は、府営住宅等にはないのか。⇒ない(事務局)	下田委員
3	集合住宅の住戸面積が平均75㎡以上、かつ一定規模の住戸数以上の住棟に対して、外皮及び一次エネルギー消費量の適合義務化を条例で課すことでよいか。100戸の場合、適合率が低いところがあり、このあたりを底上げしていくことになる。	下田委員
◆再生可能エネルギー利用設備の導入義務化		
1	ものすごく大きい場所で、外灯一本だけで対応してもOKなのか、何らかのボリューム的な部分が必要ではないか。ボリュームに応じて何らかの措置を取れないかと、固定資産税に相当するようなものがあって減額されるとかいう考えがあってもいい。逆にそれがないと心配、形骸化してしまう。行政として、こういうことに熱心であるというイメージを打ち出すにはいいかもしれない。	岩前委員
2	数百戸のマンションに、外灯が一つだけでは意味がないと思う。つけられないというケースはないのか。2,000㎡以上の住宅、大きな建物の影になって、太陽電池をつけても意味がないところもあると思うが、それは内容のところで少し配慮する。	下田委員
3	オンサイトのしくみではなく、オフサイトのトレードオフみたいなものを入れていけばいい。制約があれば、費用対効果を考えると、そこに無理に設置するよりも、いいところの太陽光を購入するほうが本来の姿であると思う。	岩前委員 秋元委員
4	あまり積極的な賛成をしているわけではないが、メッセージ性ということも含めて考えると、これでもいいかな。	秋元委員
5	補助や融資などがセットであればいい。	森山委員
6	実行するには、それに伴う補助制度など、いろいろな制度との関係を併せて説明しないとイケない。	下田委員
7	実際5%の導入を100%にするから、かなり大幅な改定となる。非住宅でデザイン上どうしても入れられないのも気になる。無理な事例は、きちんと外してやらないといけない。非住宅などで、太陽光発電を設置できないのがないか、次回事例を出してほしい。	下田委員
>実施時期		
1	今のコロナ禍で経済的な部分に対してタイミングが非常に悩ましい。将来に対する方向性として提案するとしても、いつからするかは、また別の観点での議論が必要。	岩前委員
2	タイミングの問題というのが一番あって、それぞれの事業者に資金の問題とか、いろいろな制約があり、それが特に今のコロナの状況に許されるものなのか。一般論としては、やはり今のタイミングは非常に厳しい。	秋元委員
3	非住宅2,000㎡以上の外皮基準適合は、既に条例化されていて、適合率も99%、97%とかなり高いので、建築基準関係規定化は、多分一番初めに来るだろう。	下田委員
4	今すぐ条例化しないのは、経済的な理由というより、資金的な制約上、先延ばしせざるを得ないことを鑑みても、うまく伝えられればいい。	岩前委員
5	説明責任をしっかりとしないとイケないところとも関連付けて、タイミングを見計らっていく形がいい。	下田委員
6	府民に対して、説明できるようなエビデンスを収集した後、という感じでよろしいか。⇒ 全委員、異議なし。	下田委員
○府民・事業者への啓発		
1	啓発に関しては、提案通りの検討イメージで進めてもらう。内容に関しては、岩前先生等のご意見をいただきながら、進めてもらうことにしたい。⇒ 全委員、賛成。	下田委員
>実施時期		
1	府民・事業者に対する広い啓発は、準備出来次第とする。	下田委員
2	建築士から建築主への説明に対する追加説明の府独自条例に関しては、建築関係団体との調整後、進めていく。	下田委員

まとめ⇒全委員、異議なし		
非住宅に関しては、“規制の効果や”“達成すべき目標”に関するエビデンスを明らかにし、府民・事業者へ説明できることを見極めた上で、府条例適合基準の建築基準関係規定化で、2,000㎡以上に関して、外皮性能を1.0以下にすることを義務付ける。		下田委員
住宅に関しては、“規制の効果や”“達成すべき目標”に関するエビデンスを明らかにし、府民・事業者へ説明できることを見極めた上で、住戸面積が平均75㎡以上かつ一定規模の住宅数以上の住棟に関して、外皮及び一次エネルギー消費量を適合義務化する。		下田委員
再生可能エネルギー利用設備の促進に関しては、“規制の効果や”“達成すべき目標”を明らかにし、府民・事業者へ説明できることを見極めた上で、再生可能エネルギー利用設備の導入を義務化する。対象は延べ面積2,000㎡以上の住宅・非住宅。		下田委員